



民法編 「相続」

弁護士 丸谷 誠

第5回 成年後見制度について③

今回は、「後見人の仕事」と「後見に関してよくある質問」の二つのテーマについてお話したいと思います。

1. 後見人の仕事

たとえば、判断能力が衰えた親のために後見人になった場合、成年後見人としてどのようなことをするのでしょうか。成年後見人の仕事は、大きく分けて「財産管理」と「身上監護」の2つがあります。

(1)「財産管理」とは？

文字通り本人の保有する財産（現金、預金、保険、不動産など）を適正に管理することです。具体的には、預貯金口座、印鑑、保険証券などを本人から預かり、不必要な支出や、悪質商法などの被害から本人の財産を守ります。例えば本人が不必要な高額商品を購入してしまった場合に、契約取消権を行使して、財産を取り戻します。

また、年金など本人の収入や、本人のために必要な支出（賃料の支払い、施設料の支払い、保険料、税金の支払いなど）の管理を行い、定期的に収支状況を裁判所に報告します。

(2)「身上監護」とは？

本人が安心して日常生活を過ごせるよう、生活環境を整えるなどの支援をすることです。例えば、入院や通院に必要な手続きや、施設へ入所するための契約等の手続、介護サービスを受けるための契約等の手続などがこれにあたります。

ここでいう身上監護には、現実の介護行為は含まれません。また、食料品や衣料品等を購入するような日常生活に関する行為については、本人が自由に行うことができますので、本人の意思を尊重しながら見守ることも必要になります。

2. 後見人に関してよくある質問

Q 成年後見制度を利用すると戸籍に載ってしまいますか。

A 成年後見制度ができるまえの禁治産制度では、その旨が戸籍に載ってしまっていたが、成年後見制度ではその旨が戸籍に記載されることはありません。その代わりに東京法務局に登録されて本人や成年後見人などから請求があれば登記事項証明書が発行されます。

Q 成年後見制度を利用するデメリットは何ですか。

A これまでは、成年後見制度を利用すると選挙権を失っていましたが（保佐、補助は除く）平成25年の法改正により後見でも選挙権を失わないことになりました。ただし、会社の取締役役に着けなくなったり、医師、司法書士等の一定の資格に就けなくなるといった資格制限はあります。

Q 浪費者は成年後見制度を利用することはできますか。

A 浪費者は成年後見制度を利用することはできません。以前の禁治産制度では浪費者も準禁治産者として保護されていましたが、成年後見制度ではそのような場合を規定していません。

今回は後見の最終回として、任意後見制度についてご紹介します。